

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市老人憩の家条例の一部改正)

第1条 熊本市老人憩の家条例(昭和48年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の表37の項中「龍田町弓削607番地83」を「弓削5丁目23番1号」に改める。

(熊本市地域コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 熊本市地域コミュニティセンター条例(平成4年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1熊本市弓削地域コミュニティセンターの項中「龍田町弓削908番地69」を「弓削3丁目14番1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

住居表示の実施による町名変更に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。